

## 令和8年度 いなべ市社会福祉協議会 事業計画

### 《使命》

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

### 《経営理念》

社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能な責任ある自律した組織経営

### 《基本方針》

社協は、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

### 《いなべ市地域福祉活動計画基本理念》

『じぶんごと』『みんなごと』

変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ

### 《事業方針》

～市民に愛される信頼される応援していただける社協をめざして～

1. 誰もが地域福祉に関心を持ち、福祉の心を育めるようひとづくりを推進します。
2. 誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの場に参加できるよう地域づくりを推進します。
3. 関係機関や関係団体との連携を強化し、ネットワークづくりを推進します。
4. 利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に置き、利用者の立場に立った質の高いサー

ビスを実現します。

5. 福祉ニーズを把握し、総合的なサービス提供ができるよう組織内の連携強化を図ります。
6. 経営基盤の安定に向けて事業の改善、効率化を進め、自律した経営を目指します。
7. 社会福祉法人としての組織管理体制の確立を目指します。

## 《重点目標》

### ○法人経営部門

- ・経営理念・基本方針に基づく運営体制の強化
- ・人材確保・育成の推進
- ・広報活動の充実、社協活動の周知・普及の強化
- ・ICT ツール導入による業務効率化と質の向上

### ○地域福祉推進部門

- ・地域住民の多様な生活課題の把握
- ・住民が主体的に地域課題に関われる仕組みづくり
- ・多世代・関係団体・福祉関係機関・企業との協働による地域福祉の推進
- ・福祉委員会・ふれあいサロン等による地域ネットワークづくり
- ・第4次地域福祉活動計画の推進及び第5次地域福祉活動計画の策定

### ○相談支援・権利擁護部門

- ・制度の狭間や複合的課題に対応するための相談窓口の横断的連携強化
- ・ふくし総合相談窓口としての機能充実
- ・おひとりさまの課題に対する重層的支援体制整備の構築
- ・住まいに関する総合的な支援体制の構築
- ・障害者等相談支援事業における日常的課題への相談支援
- ・いなべ市と協働した地域移行支援の推進
- ・コーディネーターによる緊急性の高い障がい者支援の調整
- ・緊急時に孤立しない関係性の構築
- ・地域生活支援拠点の整備

### ○介護・生活支援サービス部門

- ・健康づくり・介護予防に取り組める環境づくり
- ・健康で自立した生活を継続できるよう事業の充実・強化
- ・介護サービスの持続可能性を確保するための経営分析と適正運営
- ・利用者に選ばれ続ける事業所づくり
- ・障がい児者の地域生活を支えるための関係機関との調整
- ・計画作成希望者の積極的受け入れ
- ・オレンジ工房あげきにおけるグループホーム新設と自立支援
- ・生活介護の利用定員増加の検討

### ○保育事業部門

- ・幼児期に育てたい力を育む保育・教育の実践
- ・生活や遊びを通じた発達支援
- ・地域に愛されるこども園づくり
- ・保護者とともにこどもの成長を見守る体制づくり
- ・保護者の気持ちに寄り添い、孤立を防ぐ取り組みの推進
- ・社協全体の児童福祉事業としての連携強化

## 法人経営部門

### 【総務課】

#### 1. 会務の運営

地域住民のニーズに沿った事業実施と、理事会を執行機関、評議員会を議決機関とした適正な法人運営を行います。また、社会福祉を総合的に進める組織として、コンプライアンスの徹底を図ります。

労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法等の関連法に沿って職員の勤務条件、勤務環境を確保し、適切な雇用管理を行うとともに、必要に応じて改善、提案をしていきます。

#### 2. 事業経営の透明化

社会福祉法人としての非営利性、公益性に鑑み、適正な運営の確保について、関係各法およびいなべ市社会福祉協議会情報公開規程に則った情報公開を行います。

法人の業務及び財務等に関する情報については、広報やインターネットを活用して公表します。

#### 3. 財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理の確保のために月例監査や決算監査を行います。決算から純資産を明確にし、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除した結果、福祉サービスに再投入できる残額を明確化します。再投入できる残額がある場合には、所轄庁へ社会福祉充実計画を提出し、事業を実施します。

#### 4. 福祉サービス苦情・要望改善事業

福祉サービス苦情・要望改善事業実施要綱に基づき、苦情解決に向けて取り組むとともに、利用者の権利を擁護し、社会的信頼性の向上を図ります。

- (1) 苦情が発生した際、丁寧な一次対応により、信頼を失わないように努めます。
- (2) 苦情の未然防止策、再発防止策を講じます。
- (3) 苦情・要望対応研修を開催します。
- (4) 要望については、関係各課で改善に向けた検討を行います。
- (5) 第三者委員を設置することで社会性や客観性を確保し、本事業の適正化を図ります。

#### 5. 職員の資質の向上（職員の研修事業等）と人材育成

法人として、それぞれの階層に求められる職員像及び部門ごとに必要なスキルを示し、キャリア段階に対応した人材育成の仕組みを構築します。

- (1) 階層や部門ごとに必要となるスキルを身につけるための研修を実施します。
- (2) 職員の人材育成と組織人として必要な能力の開発に努めます。

#### 6. 各種規程等の適正管理

組織としての姿勢およびルールを規定、マニュアル等で明文化します。

- (1) 関係法令および法改正に対応した規程を整備します。
- (2) 実務との整合性をチェックし、必要に応じて変更していきます。

## 7. 施設・備品等の管理

運営、管理している施設及び施設内備品、車両等の適切な管理を行います。  
各事業の効率化につながるような管理方法の検討を行います。

## 8. 職員の健康管理・衛生管理等

安全衛生計画に基づき、産業医、保健師、安全衛生委員会、安全推進会と連携し、産業保健機能の強化に努め、労働災害の防止、職員の健康保持及び車両事故防止の強化を図ります。

- (1) 雇入れ時の安全衛生教育を徹底するとともに、職員の安全意識向上に努めます。
- (2) 職場環境の整備を進めるため、月に1度産業医と衛生管理者で職場巡視を実施し、危険箇所等の確認を行います。各事業場においては、衛生担当者を中心に取り組みます。
- (3) 職員の職場環境改善意識の向上をめざします。
- (4) 職員の健康維持のため年に1度健康診断を実施し、健康診断後のフォローを産業医、保健師とともに行います。また、毎月の保健師による職員健康相談を活用するなど、健康に業務ができる職場を目指します。
- (5) 職員の労働時間、年次有給休暇の取得状況を把握し、長時間労働の防止対策及び計画的な年次有給休暇の取得に取り組みます。
- (6) 車両管理等のルール化および車両事故の内容を共有し、事故の未然防止に努めます。

## 9. 実習生、職場体験等の受け入れ

福祉分野の資格取得をめざす学生や福祉の職場体験を希望する学生等を受け入れ、福祉人材の育成・指導の一翼を担います。  
また、福祉の現場を体験してもらうことで次世代育成を図ります。

## 10. 広報活動の充実

様々な媒体で社協をPRし、地域住民への認知度を高めます。また、広報活動を通じて福祉への関心を高めるとともに、学びの機会となる情報の発信に努めます。

- (1) 広報誌「社協だより」の発行  
発行：年6回（奇数月）各世帯、市内公共施設9ヵ所、市内商業施設7ヵ所
- (2) ホームページの掲載  
事業紹介、イベント情報、求人情報等を随時更新  
ホームページの定期的なアップデート
- (3) SNSの活用  
Facebook、X、Instagramのさらなる活用

#### (4) プレスリリースによる各種マスコミへ情報発信

### 1 1. ネットワーク環境の整備・活用

- (1) グループウェアシステムを運用し、迅速な情報共有による仕事の効率化、組織全体のコミュニケーションの活性化を図ります。
- (2) パソコン機器類は運用マニュアル等に基づき適切に管理するとともに、セキュリティ機能を強化し情報の漏洩を防止します。
- (3) IT 機器や ICT ツールを活用するとともに、各職場の環境整備を進めます。

### 1 2. 個人情報保護管理体制の取り組み

個人情報保護法、社会保障・税番号制度およびいなべ市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理します。

### 1 3. 事業運営の健全化

各部門と協働し、業務の改善、効率化に向けた協議を行います。

### 1 4. 連携・協働の場の役割

いなべ市社会福祉法人連絡会において、複数法人の協働による事業を検討し「地域における公益的な取組」を推進します。社会福祉法人連絡会では、事務局としての会務も担います。

### 1 5. 災害対策の取組み

- (1) 災害時に適切に対処できるよう、具体的な行動について協議を進めます。
- (2) 事業継続計画（BCP）、職員防災対応マニュアル、災害時要援護者台帳等を整備します。
- (3) 職員の安全確保に加え、復興・支援活動等に対応できるよう二次災害防止のために備蓄品の整備を進めます。

## 地域福祉活動推進部門

### 【地域福祉課】

#### 《いなべ市地域福祉活動計画の推進》

第4次いなべ市地域福祉活動計画の評価、進行管理について、いなべ市地域福祉活動計画推進委員会の事務局を担い、地域福祉活動計画の推進を図ります。

また、第5次地域福祉活動計画について、地域福祉計画と一体的に策定することにより、効果的に地域福祉の推進を図ります。

#### <まちづくり・人づくり>

1. 地域づくりを担うボランティアの育成に力をいれ、自治会から小学校区単位で、活動しやすい環境整備に取り組みます。また、ボランティアセンターの運営強化に努

めます。

- (1) 新規ボランティアの育成、活動支援を行います。
- (2) 「送迎ボランティアあじさいまごころ隊」の活動を支援します。
- (3) いなべ市市民活動支援センターやいなべ市ボランティア連絡協議会等の他機関・団体と協働します。
- (4) ボランティア活動支援や事業情報等を積極的に発信します。
- (5) ボランティア同士が情報共有し、イベントを企画・開催できる場を設けます。
- (6) 地域福祉について市民各世代への理解と関心を深め、主体的な参加と協働を促す人材育成支援をします。

## 2. 見守り活動等の人材育成・支援

- (1) 各種サポーター等の育成や活動を支援します。
- (2) 四季の家やふれあいサロン等の集いの場づくりを行う人材育成や活動を支援します。
- (3) 自治会や学校などへの福祉教育を推進します。
- (4) 民生委員・児童委員や老人クラブ、福祉委員会等と情報を共有し、地域で協働できる場づくりを支援します。

## 3. 地域福祉の周知運動

- (1) 「じぶんの町を良くする」ための赤い羽根共同募金運動を推進します。
- (2) 日本赤十字社の活動周知のため広報活動を強化し社員増強運動を行います。
- (3) 市内で活動している地域奉仕団の活動支援を行います。
- (4) 社協の活動を幅広く広報し会費の募集をします。

## <ネットワークづくり>

### 1. 小地域ネットワーク事業を推進

- (1) 地域住民同士の見守り助け合いができる仕組みづくりを推進します。
- (2) 日常的な見守り助けあい活動を支援します。
- (3) 身近な場所での集いの場、ふれあいサロンの活動を支援します。
- (4) 近隣やボランティア、関係機関が協働できる体制をつくります。
- (5) ふれあいマップや支え合いマップを通して、地域の見守り・ふれあいネットワークづくりを支援します。
- (6) 障がい者スポーツ交流会や地域交流会を関係機関と協働開催し、障がいに対する理解と認識を深め、当事者同士の交流と社会参加を促進します。
- (7) いなべ市敬老事業「ふれあい敬老会」（いなべ市委託事業）  
身近な地域を単位とした気軽に親しみやすい地域主催の「ふれあい敬老会」を推進します。
- (8) 「いなべ市幸齢地域づくりプロジェクト会議」へ参加し、地域全体での包括的なサービス提供ができる仕組みを構築します。
- (9) 地域資源や課題の把握を行い、解決する仕組みを構築します。

## 2. 災害に強いまちづくり

- (1) 災害時には、被災者の生活支援機関として、「いなべ市災害ボランティアセンター」の設置運営を行います。
- (2) 災害意識の啓発や災害ボランティアコーディネーターの育成、災害に備えた実地訓練を行います。

## 3. 各種団体の支援・連携強化

民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会、共同募金委員会など関係団体の運営支援を積極的に行い、連携強化を図ります。

## 4. 安心して生活を送ることができる支援サービス及び取り組み

### (1) 心配ごと相談の実施

- ①一般相談
- ②弁護士相談
- ③司法書士相談

### (2) 安否確認、見守りの支援

あんしん電話

### (3) 生活支援サービスの実施

- ①ふれあい弁当サービス事業
- ②外出支援・移送サービス事業
- ③福祉機器貸与事業
- ④在宅寝たきり高齢者等おむつ給付事業（いなべ市委託事業）
- ⑤緊急通報装置設置事業（いなべ市委託事業）
- ⑥寝具洗濯サービス事業（いなべ市委託事業）
- ⑦訪問理容サービス事業（いなべ市委託事業）

### (4) 食品募集（フードドライブ）、食品配付事業（フードパントリー）

ご家庭や企業等から寄せられた食品を、ボランティア活動者・関係団体と協力し、ひとり親家庭や生活に困っている世帯等、食糧を必要とする方々の生活支援につなげます。

### (5) 地域食堂（こども食堂）の開催支援

地域住民同士の交流、世代間交流の場、また子どもの見守りの場等として継続的に開催できるよう支援します。

## 5. 共同募金配分金

地域福祉へ有効に活用し事業を推進します。

- (1) 老人福祉活動事業（地域におでかけ事業、あんしん電話事業）
- (2) 母子・父子福祉活動事業（ひとり親家庭つながり事業）
- (3) 福祉育成・援助活動事業（歳末ふれあい事業、ふるさとづくり公園等整備事業、募金啓発事業）

#### (4) ボランティア活動育成事業（ボランティア団体助成事業）

#### <安心な環境づくり>

##### 1. いなべ市生活支援体制整備事業（いなべ市委託事業）

###### 生活支援コーディネーター（第1層、第2層）の設置

- (1) 住民自主運営組織「福祉委員会」設置促進、運営を支援します。
- (2) 地域の情報や課題等を共有し、住民主体の助け合い活動を促進する第1・5層協議体（中学校区単位）及び第1層協議体（市全域）の活動を支援します。
- (3) 移動手段の解決に向けて、シェアカーを用いた活動を支援します。
- (4) 市内外企業と連携し、地域課題の解決に向けた多様な取り組みを創出します。
- (5) 課題に対する重層的支援体制の構築に取り組みます。

##### 2. いなべ市共助の地域づくり事業（いなべ市委託事業）

###### プラットフォームの設置、連携・運営支援を行います。

- (1) 地域づくりに関心のある地域住民が主体的に運営するプラットフォーム（多様な関係者が協議する場）を各町単位で設置し、多様な主体による包括的な地域づくりに向けた取り組みが推進されるよう、連携・運営支援を生活支援体制整備事業（第1層、第2層生活支援コーディネーター）と一体的に行います。
- (2) プラットフォームでは、地域づくりに関する情報共有や意見交換、地域課題解決に向けた活動創出（人材育成を含む）等の協議を行います。

#### 相談支援・権利擁護部門

##### 【地域包括支援センター課】

##### （いなべ市地域包括支援センター）（いなべ市委託事業）

##### 1. 地域包括支援センターの運営

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かしつつも、チームで地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に運営します。

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (4) 第1号介護予防支援事業

##### 2. 介護予防・日常生活自立支援総合事業の推進

要支援高齢者に対する自立支援を念頭に置いた介護予防ケアマネジメントの実施と、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の効率的な実施・評価により、高齢者が地域で役割を持ち続けながら、自立した日常生活が送れるよう支援を行います。

「いなべ市幸齢地域づくりプロジェクト会議」において、地域全体で包括的なサービスが提供できる体制を整えるために、関係機関や専門職間で丁寧に情報共有を行います。

### 3. 多職種連携による地域ケア会議の充実

多職種連携で取り組む地域ケア会議の開催により、ケース支援におけるネットワークの強化を図るとともに、高齢者やその家族が抱える様々な課題やニーズに対応できるよう、それぞれの専門職としてのスキルアップとチーム力の向上を図ります。

- (1) 多職種との連携による地域支援ケース会議の開催
- (2) 民生委員・児童委員との連携
- (3) 関係機関と連携し要援護者情報の把握
- (4) 介護支援専門員の支援困難へのサポート
- (5) ケアプラン点検事業の協働実施によるサービス給付費適正化に向けた取り組み
- (6) 生活支援コーディネーター及び社協地域福祉課と連携した地域資源や課題の把握

### 4. 在宅医療と介護の連携体制の強化

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図り、オンライン等 ICT の活用も行いながら、切れ目のない在宅医療と介護の協働体制の強化を工夫しながら行います。

- (1) 三重県介護支援専門員協会桑員支部への研修委託及び参加
- (2) 「事例検討会」参加による多機関協働の包括的支援体制の構築に向けた取り組み
- (3) 「民生委員と多職種との連携研修会」の開催
- (4) 退院支援等の連携会議の開催や、多問題家族への連携的支援
- (5) 在宅医療・介護連携研究会や多職種連携研修会、医療・介護フェアへの参加による連携
- (6) 病院、開業医、薬剤師等への戸別訪問のほか、MSW・PSW（精神科ソーシャルワーカー）等への事業周知及び課題の抽出
- (7) 入退院時におけるルール作りに向けた協働、運用による手引きの改定
- (8) MCS（メディカルケアステーション）いなべ市「にぎわいネット」活用による、連携構築の推進
- (9) おひとりさまの課題に対する重層的支援体制整備構築の取り組み
- (10) 居住支援法人等と連携した住まいに関する課題への取り組み

### 5. 認知症総合支援事業の構築

認知症高齢者やその家族を地域で見守り支える体制の強化と、もの忘れ初期集中支援チーム事業と連携した支援対象者の早期発見、アウトリーチによる初期集中支援

を行います。

- (1) 「もの忘れ初期集中支援チーム」と「医療機関」との連携・相談体制の構築
- (2) 専門職向けの認知症相談会への参加や認知症ケア向上の取り組み（研修会の共同開催等）
- (3) 認知症安心ガイドブックを活用した相談支援
- (4) 高齢者見守りネットワーク、認知症高齢者等SOSネットワークの推進
- (5) 関係機関との連携強化（市内認知症総合支援事業受託、各事業者との連携）

## 【地域生活支援課】

### （いなべ日常生活自立支援センター）

#### 1. 日常生活自立支援事業の運営（県社協委託事業）

利用者が福祉サービスの利用等について自己選択を行うことができるように関係機関と連携しながら援助します。また、支援計画に基づき、サービスの提供を行うとともに、定期的な訪問による生活変化の察知（見守り）を行います。

- (1) 日常生活の自立に向けた相談、調整
- (2) 日常生活自立支援事業の契約による支援
  - ①福祉サービスの利用援助（基本サービス）
  - ②日常的金銭管理サービス（追加サービス）
  - ③書類等預かりサービス（追加サービス）

#### 2. 生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談援助、指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上、社会参加の促進を図ります。また、より効果的に機能させるため、自立相談支援事業等と密接な連携を図りながら対応します。

- (1) 緊急小口資金及び総合支援資金等（新型コロナ特例含む）の償還に関する支援
- (2) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の貸付

### （いなべ市成年後見支援センター）（いなべ市委託事業）

#### 1. 成年後見センターの運営

いなべ市の中核機関として、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士を交え、必要な事業を適切かつ効率的に実施するため成年後見支援センター運営委員会を開催します。

#### 2. 成年後見センターについての住民への広報活動

成年後見制度利用促進のため、広報誌等の媒体を使った周知を行い、住民向け講座や勉強会を開催するとともに、関係機関・団体への研修会等を実施し、制度の周知啓発を行います。

#### 3. 成年後見制度についての相談窓口機能

権利擁護が必要な方の早期発見を図り、各関係機関との連携から必要な権利擁護や成年後見制度の適切な利用に繋がります。また、支援機関向けに成年後見に関する司法書士相談会を開催します。

#### 4. 成年後見制度の利用促進

受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成、活動の促進、成年後見人受任者の報酬助成の利用支援や日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度への移行を行います。

#### 5. 成年後見人等への支援

親族後見人への後見事務に関する相談・助言、専門職後見人が地域連携ネットワークの関係者と連携・協力できるようにする等、後見人活動を支援します。

#### 6. 法人後見の受任

法人後見が適切なケースについては、法人後見等を受任し、中立性・公平性及び的確性を確保するため、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、学識経験者、民生委員、福祉事務所長等を交え、法人後見委員会を開催し適正な被後見人への支援を行います。

#### 7. 権利擁護支援の地域支援ネットワークの構築

地域において、現に権利擁護を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域の福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み（権利擁護の地域支援ネットワーク）を作ります。

### （いなべ市暮らしサポートセンター縁）（いなべ市委託事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮や社会的孤立など複合的な課題を抱える住民に対し、早期把握・包括的支援・関係機関との連携を通じて、安定した生活と自立の促進を図れるよう相談者に寄り添った支援を行います。

#### 1. 生活困窮者自立支援事業

##### （1）自立相談支援事業

- ①生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスに繋がります。
- ②関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。
- ③関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。

##### （2）家計改善支援事業

- ①家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する

る個別のプランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出します。

②家計管理に関する支援（滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等）を行います。

### （3）就労準備支援事業

①直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

②生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階としての必要な社会的能力の習得（社会的自立に関する支援）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援（就労自立に関する支援）の3段階の支援を行います。

### （4）居住支援事業（新規）

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、居住支援法人として関係機関と連携し、住まい探しから入居後の生活支援まで一体的な支援を行います。

#### ①居住支援法人の運営

住宅の確保や居住の継続に配慮が必要な方に対し、相談支援、物件探しの支援、入居に向けた調整及び入居後の見守り支援を行います。

また、社協各部署が連携し、継続的な支援体制の整備に取り組みます。

#### ②地域居住支援事業（いなべ市委託事業）

居住に困難を抱える住宅確保要配慮者に対し、地域で安心して生活を継続できるよう支援を行います。

- ・物件探しの相談や紹介、家主や不動産事業者との調整・契約支援
- ・家賃の支払い支援及び生活の見守り
- ・地域とのつながりの促進、不動産業者とのネットワーク構築

#### ③シェルター事業（いなべ市委託事業）

一定の住居を持たない不安定居住者に対し、一時的な宿泊場所の提供や生活支援を行います。

- ・宿泊場所の提供
- ・食事の提供
- ・衣類等の日用品の支給

## 2. 無料職業紹介事業

求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんします。

## 3. 被保護者就労支援事業

被保護者に対して、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、就労に関する意欲喚起等を行います。

## 4. 被保護者就労準備支援事業

（1）直ちに一般就労への移行が困難な被保護者に対して、一般就労に従事する準

備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

- (2) 生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階としての必要な社会的能力の習得（社会的自立に関する支援）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援（就労自立に関する支援）の3段階の支援を行います。

## 5. いなべ市小規模法人ネットワーク化推進事業

社会福祉法人等が、地域における公益的な責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、福祉ニーズへの対応力強化、人材確保を含めた経営基盤の強化などを図ります。また、将来的な社会福祉連携推進法人の設立を見据え、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、合同研修や人事交流など、福祉・介護人材の確保、定着、スキルアップに向けた取り組みを実施します。

- (1) 合同研修の開催
- (2) 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携支援
- (3) 人事交流の推進
- (4) 地域における社会資源の現状と課題についての検証

## 【障がい支援課】

### (相談支援事業所)

#### 1. 障害者等相談支援事業（いなべ市委託事業）

- (1) いなべ市より障がい者の総合相談事業を受託し、福祉サービスの利用援助、情報の提供等必要な支援を総合的に行います。
- (2) 複雑・多様化した問題に対応するため、保健・医療・福祉・教育・就労等、関係機関との連携を積極的に図ります。

#### 2. いなべ市地域移行のための安心生活支援業務（いなべ市委託事業）

いなべ市より安心生活支援業務を受託し、障害者等が地域で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、緊急時対応及びチームによる個別支援等のコーディネートや緊急時における受け入れ先確保等を担う地域生活支援拠点の整備を行います。

- (1) いなべ市と協働して障害者手帳所持者でサービス利用がない緊急性の高いケースの把握に努め、セーフティネットを構築します。
- (2) 緊急受け入れに係る市内機関の基本情報及び空床情報の把握に努めることとし、緊急性の高いケースと受け入れ施設との調整を行います。
- (3) 相談支援機関につながっているケースについても、緊急性の高いケースの場合はいなべ市、基幹相談支援センター及び相談支援事業所等の支援機関と連携のうえ、中長期的視点に立った継続的支援につなげます。
- (4) いなべ市自立支援協議会の相談支援部会などで、定期的に支援機関と支援状況を共有するとともに、緊急時受け入れに係る地域課題を共有し、広く受け

入れを実施できる体制の整備を行います。

- (5) 在宅で暮らす障害者等が、緊急かつやむを得ない事情により、在宅での生活が困難となる場合などに備え、1人分のベッドを緊急用居室として確保し、サービスにつながるまでの緊急の調整を行います。

## 介護・生活支援サービス部門

### 【居宅介護支援課】

1. 在宅介護において、介護保険を利用する際に必要な計画書を作成します。
  - (1) 介護計画書（ケアプラン）の作成業務  
介護を必要とする方やその家族の状況や希望にふまえ、状態に応じた支援が受けられるよう、ケアプランを作成します。
  - (2) 介護予防計画書（予防ケアプラン）の作成業務  
地域包括支援センターからの委託をうけ自立支援を目的とし、日常生活を営むために必要なサービスを適切に受けられるよう、予防プランを作成します。
  - (3) 要支援、要介護において切れ目ない継続的なケアマネジメントの実施を行います。
  
2. ケアマネジメントの質の向上への取り組み
  - (1) 介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上と平準化に努めます。
    - ①介護サービス計画書チェック（自己・事業所内・管理者）の実施と保険チェックへ参加します。
    - ②研修計画に沿った研修会を行うとともに、経験年数などに応じた個別の研修計画も取り入れながら人材育成に努めます。
    - ③最新の介護保険情報に留意し、介護サービス計画書及び課題分析シートの作成等、情報共有を目的とした業務会議を開催します。
    - ④主任介護支援専門員が中心となり、介護サービス計画書作成時のアドバイスを支援するとともに、技術や知識的な育成指導を行います。
    - ⑤介護保険制度のみならず、その他多様な社会資源を活用し、地域の実情に応じた支援が包括的に行えるよう取り組みます。
  - (2) 介護支援専門員業務の効率化への取り組みの実施を継続します。  
事務・記録、多職種連携の効率化に向け、ICT活用を積極的に行います。
  - (3) 年に1回事業所として、質の評価（個人評価・事業所評価）を行います。
  - (4) 地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に努めます。  
地域の介護支援専門員に対しても、主任介護支援専門員による実践や経験を活かしたケアマネジメント技術や多職種連携、ネットワーク構築等について助言・実地指導を行います。
  - (5) わかりやすい制度説明等が提供できるように努めます。  
介護保険の仕組みや社会資源の情報等について、利用者・家族が理解しやすい工夫をし、丁寧な説明に努めます。

### 3. 関係機関との連携強化

- (1) 地域住民とともに地域のネットワークの構築をしつつ、個別サービスのマネジメントを行う地域の中核機関の役割を目指します。
- (2) 地域における保健・福祉・医療等の関係機関との連携を密にし、専門性を生かした支援を図ります。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向け、研修や連携会議への参加を通し、多職種協働推進への協力を行います。

### 4. 虐待の防止

虐待の発生または再発を防止するための具体的な手段や対策を行います。

また、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、研修や委員会を定期的で開催し、適切な支援ができるよう努めます。

## 【介護支援課】

(訪問介護事業所・介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問事業所)

(障害者総合支援法 居宅介護サービス事業所)

#### 1. 事業所としての質の向上

- (1) 利用者の個別性を尊重し、専門的な視点で計画を立て、確かな知識と根拠に基づく技術の提供とその評価を行います。
- (2) 専門職としてアセスメント力を高め、利用者の生活全般の背景を的確に把握します。また、利用者が住み慣れた場所で安心して暮らしていけるよう、常にサービスの向上を目指します。
- (3) 利用者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、本人と家族の支えとなるよう、介護の専門性を高めます。
- (4) 介護保険の動向や情勢を迅速にキャッチし、定期的な会議や研修会のなかで法改正時にはいち早く情報を発信し、図り、介護の質を高める環境を確保します。

#### 2. 関係機関との連携強化

- (1) 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステム構築による多職種協働で介護サービスをより良いものとし、利用者の日常生活行為や社会関係の回復・拡大、医療的ケア、心理的支援、介護相談・助言、地域アプローチを一体的に提供できる体制を構築します。
- (2) 組織の内部間で連携し、介護サービス事業の個別支援を通して把握したニーズや地域資源に関する情報共有を図ります。

#### 3. 安定した事業運営（経営）への創意工夫

- (1) 訪問介護事業所としての管理体制の強化およびサービスの充実・開発を図り、安定した事業運営を目指します。

- (2) 事業効率を高めるため、業務内容を精査し、必要に応じて ICT を積極的に活用します。
  - (3) 情報公表の定期的な更新を行い、選ばれる事業所を目指します。
4. 高齢者・障がい者への虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化への取り組み  
利用者の人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生や再発防止、緊急やむを得ない場合を除いた身体拘束等による行動制限をしないために、冷静かつ適切な対応ができるよう、研修や委員会を定期的で開催し、適切な支援ができるよう努めます。
5. 障害児（者）移動支援事業（いなべ市委託事業）  
障がい児（者）が地域における社会参加をする場合や、必要不可欠な外出への支援を行います。
6. 福祉有償運送事業  
障がい者や高齢者など、一人で公共交通機関及び介護タクシーを利用することが困難な方を対象に、ドアツードアにより安心で安全な移送サービスを実施します。

#### （介護予防事業）（いなべ市委託事業）

1. 一般介護予防事業  
地域介護予防活動促進の実施
- (1) 運動コース  
おおむね65歳以上の方を対象に北勢・員弁会場の2拠点で、体操やレクリエーションなどの運動に取り組み、いつまでも元気なカラダが保てるよう、運動の習慣化を目指します。
  - (2) 青空ひろば  
介護予防の要素の一つである“社会参加”を目的とし、気軽に社会参加でき、地域高齢者が活躍できる集いの場として、フィットネス機器によるトレーニングを行いながら、高齢者の健康認識や活動意欲を高め、セルフマネジメント力の維持・向上を図ることで、健康寿命の延伸とセルフケア・トレーニングが行える環境づくりを目指します。
  - (3) 健幸アップ！教室  
住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、歩行機能改善、筋力の維持・向上、社会参加の促進を柱として実施します。単なる運動習慣の提供だけではなく、正しい体の使い方を習得することで、転倒骨折予防に加え、高齢者のフレイル（虚弱）・サルコペニア（筋力低下）予防に努めます。
  - (4) 健幸チャレンジ  
筋肉量を始め、歩行や姿勢など身体機能の測定を適宜行いながら、高齢者自身の健康状態を可視化することで、より効果的な運動に繋がります。また、地域に住む同世代との交流を通じ、一緒に頑張ることで、精神的な健康（孤立

防止)に繋がります。

(5) 介護予防出張啓発

地域に出向いて、フレイル状態に陥らないための情報発信や体操・レクリエーション等を行うことで介護予防の啓発を図ります。また、社会資源等の紹介を行い積極的な社会参加を推奨します。

介護予防に役立つミニ講座や健康・生活に関する情報発信などを行いながら、市民が気軽に集える場づくりに取り組みます。

(6) 介護予防啓発イベントの開催

市内で介護予防事業活動をされている他団体と共同でのイベントを開催します。介護予防に関する情報発信も行いながら、産・官・民・学それぞれが連携しながら、いなべ市における介護予防をさらに発展できるような取り組みを実施します。

(7) はつらつクラブ参加へのコーディネート

介護予防に関心のある方々等が中心となり、自主的かつ継続的に生きがいづくりや健幸づくりに繋がる活動の場である“はつらつクラブ”への参加に繋がるよう、関係機関と連携を図ります。

(8) 多職種間での連携強化

いなべ市における介護予防・生活支援サービス事業を円滑・効果的に展開できるように、他事業所や専門職種での情報共有をさらに行い、「いなべ市幸齢地域づくりプロジェクト会議」へも参画し、地域全体で包括的なサービス提供ができる仕組みづくりを検討します。

2. 介護予防・生活支援サービス事業

通所型短期集中予防サービスCの実施

はつらつ教室

健康で自立した生活が続けられるよう、介護予防が必要とされる方に対して、健康維持を目的としたプログラムを提供します。

また、自宅活動で基礎体力を構築し、地域の集いの場などへ参加できる楽しみを実感いただけるよう、個々の身体状況に応じて、介護予防の効果が期待される総合的なプログラム（運動機能・認知機能・口腔ケア・栄養プログラムを組み合わせたもの）を提供し、はつらつとした生活がおくれるよう支援します。

**【障がい支援課】**

**(相談支援事業所)**

1. 障がい児者プラン作成業務

障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業、障害児相談支援事業の実施

(1) 利用者が主体的に地域生活を送れるよう、サービス等利用計画の作成に努めます。

(2) 研修会等に積極的に参加し、学んで身につけた知識・技術を活用するため、事業所内での伝達研修やケース検討等を行いながら情報を共有し、相談支援

事業所としてのスキルアップを図ります。

- (3) 相談支援専門員として地域に不足している社会資源について検討し、自立支援協議会等に提案を行います。
- (4) 障がい児者の生活を地域で支えるため、関係機関と連携して地域生活支援拠点の整備に努め、相談機能の充実を図ります。

### (就労継続支援B型・生活介護・共同生活援助・短期入所事業)

#### 1. 利用者への充実した支援の提供

- (1) 利用者が『仕事』に“やりがい”や“楽しみ”をもつことができるよう、利用者一人ひとりに合わせた仕事を提供します。
- (2) 就労に必要な能力・知識を得るための支援を行います。
- (3) 日中活動を通し、利用者の生活に潤いを提供します。
- (4) 利用者の身体機能の維持、生活能力の向上のため、運動や機能訓練等の機会を提供します。
- (5) 緊急時に対応できるよう、計画的に短期入所事業を利用させていただくことで、充実した在宅生活を送れるよう支援します。

#### 2. 職員の質の向上

- (1) 事業所職員として、利用者の状況に対する気づきや観察力を高め、常に向上心を持って責任ある態度で支援に努めます。
- (2) 利用者および保護者からの相談は、職員全員が懇切丁寧に行うことができるよう、コミュニケーション能力や相談技術の向上に努めます。
- (3) 職員間の連携を強化し、更なるチームワークの向上を図ります。
- (4) 各種研修に積極的に参加し、利用者および保護者からのニーズに沿った支援ができるよう、質の向上を目指します。

#### 3. 利用者の作業と工賃の充実

- (1) 作業内容の充実に努めます。
- (2) 新しい作業内容の開拓に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりに合った作業の提供を行い、成果に報いる工賃の支給を行います。
- (4) 就労継続B型事業の利用者に対して、工賃の向上につながるよう支援します。

#### 4. 関係機関等との連携強化

- (1) 関係機関との連携を強化し、事業所として表面化していない利用者ニーズを把握し、応えるように努めます。
- (2) 相談支援事業所との連携を密にします。
- (3) 地域とのネットワークづくりのために、民生委員・児童委員やボランティア、地域住民、小・中学校などとの交流を図り、関係性を構築します。

## 5. 安定した運営（経営）と選んでもらえる事業所になるための工夫

- (1) 更なる安定した運営を目指し、コストを意識した運営に努めます。
- (2) 特別支援学校や関係機関からの情報収集に努め、事業所の空き状況を積極的に発信することにより、利用者確保に努めます。
- (3) 利用者の特性に応じたグループ分け（作業、日中活動、外での作業班等）をすることで、利用希望者が選択しやすい事業所づくりになるよう努めます。

## 6. 感染症対策を徹底した事業所運営

- (1) コロナウイルス感染症、インフルエンザウイルス、ノロウイルス等の感染症の発生を予防するために、必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施します。
- (2) 利用者および職員は、手洗い、手指消毒、うがいの実施を徹底します。
- (3) 感染症が発生した場合は、事業継続計画に沿った運営を行い、罹患していない利用者が長期間自宅で過ごすことがないように努めます。
- (4) 感染症対策マニュアルおよび事業継続計画に対応できるよう、必要な物品を配備します。

## 7. 障がい者虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化

利用者の人権擁護・虐待防止の観点から、利用者の生活の自由を制限することなく利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

- (1) 施設内で身体拘束が起きないように、常に現状把握及び業務改善について検討します。
- (2) 身体拘束ゼロを継続し、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境整備、研修、施設の整備等を実施します。

## 8. 障がい者グループホームの運営（新規）

### (1) 日常生活の支援

- ①利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を持ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう必要な支援を行います。
- ②利用者個々のニーズに応じた計画を立て、6ヶ月に1度、モニタリングを行い、支援計画等の評価及び見直しを行います。

### (2) 健康管理

健康状態の観察、疾病予防、服薬管理などの健康管理を行い、緊急時には協力医療機関と連携を行います。

### (3) 権利擁護

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、施設体制の整備を行うとともに、定期的に従業者に対し研修を実施します。

### (4) 災害時への対応

大規模災害等発生時でも、可能な限り通常の生活が維持できるよう、対応マニュアルと BCP 計画に基づいた支援を行います。

(5) 地域との交流

地域の人々との交流を通じて、社会的なつながりを持ち、社会との関係性を構築します。

9. 延長利用サービス

利用者および保護者への利便を図るため、当事業所利用者を対象とした、延長利用サービスを実施します。

10. 日中一時支援事業（いなべ市委託事業）

15歳以上の障がい児者を対象に日中一時支援を実施します。

## 保育事業部門

### 【こども支援課】

1. こども園の運営

(1) 人権の保障と愛着形成

①子どもの人権の保障

子どもの人権の保障は、さまざまな活動を通じて、自分自身も他の人もかけがえのない存在であることを認め、お互いの個性・存在を尊重し合える保育を行います。

②保育の現場で活用できるチェックリストを用いて、職員間で話し合いや研修を行い、こども園における不適切な保育を未然に防ぎます。

③3歳未満児保育の充実

自分でしようとする気持ち（自立への欲求）を重視しながら、担当制保育による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して愛着関係を形成し、人に対する基本的信頼関係を築きます。

(2) 教育と保育の連携

①小学校とのつながりの推進

職員間の交流や意見交換から子どもの姿及び教育内容等の相互理解「幼児期までに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの発達や学びの連続性など、幼児期の学びについて理解を深めます。

②幼児教育から小学校教育へ向けた円滑な接続

5歳児から小学1学年の時期を「架け橋期」と位置づけ、架け橋期のカリキュラムを作成します。

(3) 自然体験保育の実施

自然保育活動の体験を通して、子ども自身が考えて行動できる保育を目指し、子ども達に自己肯定感の向上、体力の向上、思考力・想像力などを豊かにし、非認知能力を育む保育活動を行います。

(4) 家庭や地域社会との連携の推進

①保護者が子育ての喜びや楽しさを実感できる活動

保護者が保育に参加できる機会を作り、子どもと共に喜びや楽しさの理解を深め、安心して過ごすことのできる場所を作ります。

②地域交流活動の推進

地域住民の協力を得て、畑での野菜作り、季節行事の実施など食育活動と伝統行事につなげ交流を広げています。また、地域の中で、地域の方々とふれあうことで、挨拶や交通ルールなどの社会性を身に付けていくつながりを大切にしています。

③情報発信力の強化

こども園の活動や地域で子育てが安心してできる場所の情報発信及びいなべ市の子育て支援情報を伝えます。

2. 療育支援事業（いなべ市委託事業）

- (1) 集団生活の中で困り感を持つ対象児に適切な支援プログラムを作成し、3歳から5歳まで年齢に応じた療育教室を行います。
- (2) 発達に不安を抱えている保護者への寄り添った相談支援を行います。
- (3) こども園に出向き、早期発見と個別指導計画の作成方法を保育士職員に助言をします。

3. 障がい児保育事業（いなべ市委託事業）

公立こども園の障がい児保育事業を受託し、保育士一人一人の保育全体の質が高められるように本会の保育士を派遣して、いなべ市の保育事業の充実を図ります。

4. 子育て支援センター事業（いなべ市委託事業）

市内のすべての子育て支援センター運営を受託し、未就園児の家庭や地域状況の把握につとめ、関係機関との連携を深め、乳幼児期における子育て不安の解消を図り、安心して子育てができる環境の充実を図ります。

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 石榑子育て支援センター「はっぴい・はあと」      | 石榑こども園隣   |
| (2) 北勢子育て支援センター「すこやかランド」       | 山郷こども園内   |
| (3) 員弁子育て支援センター「なかよしひろば」       | 員弁西こども園内  |
| (4) 笠間子育て支援センター「遊・友・YOU チャイルド」 | 笠間こども園隣   |
| (5) 藤原子育て支援センター「つくしんぼ」         | ふじわらこども園内 |